

令和6年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和6年6月5日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 2 号	令和 5 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	10
同意第 6 号	農業委員会委員の任命について	11
同意第 7 号	農業委員会委員の任命について	12
同意第 8 号	農業委員会委員の任命について	12
同意第 9 号	農業委員会委員の任命について	13
同意第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	13
同意第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	14
同意第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	14
同意第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	15
同意第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	15
同意第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	16
同意第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	16
同意第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	17
同意第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	17
同意第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	18
同意第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	18
同意第 2 1 号	農業委員会委員の任命について	19
同意第 2 2 号	農業委員会委員の任命について	19
同意第 2 3 号	農業委員会委員の任命について	20
同意第 2 4 号	農業委員会委員の任命について	20
議案第 5 1 号	松葉川地区基幹集落センター新築工事請負契約の締結について	22
議案第 5 2 号	東又小学校校舎棟大規模改修工事請負契約の締結について	24

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 5 3 号	窪川学校給食センター厨房機器入替え工事に係る厨房機器の売買契約の締結について	26
議案第 5 4 号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	28
議案第 5 5 号	スポーツトラクターの売買契約の締結について	30
議案第 5 6 号	損害賠償の額を定めることについて	32
議案第 5 7 号	町道路線の変更について	35
議案第 5 8 号	令和 6 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 9 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

■報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和5年9月15日に議決を経た松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和6年5月22日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和5年度 松葉川地区定住住宅団地造成工事
工 事 場 所	四万十町 米奥 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 57,200,000 円 (5,200,000 円) 〔変更後〕 61,886,000 円 (5,626,000 円) 〔増減額〕 4,686,000 円 (426,000 円) () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町作屋 492 番地 22 有限会社松葉建設 代表取締役 中平 俊二

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
週休2日(4週8休以上)補正	受注者が「週休2日制モデル工事」実施を希望したため。
I C T補正	受注者が土工に I C T活用工事実施を希望したため。
土工	残土・搬入土について、受注者の残土処理場・土取場を利用することにより、土砂の運搬距離が当初計画より減少し、また残土処分料・購入土料が不要となったため。
L型擁壁工	起工測量の結果による割付見直しにより特注品が増加したため。

【変更内訳に関する補足説明】

1. 週休2日制補正について

建設業は他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手確保のためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要であるため、建設業界でも週休2日制の導入が推奨されています。

本工事は「週休2日制モデル工事（受注者希望型）」対象工事であり、受注者の希望により変更契約において、労務費や諸経費に対して補正を計上するものです。

（令和5年9月19日付け工事条件変更等確認要求書で変更を確認済。）

週休2日制モデル工事における主な経費等の補正係数については、4週8休以上で、労務費 1.05、機械経費 1.04、共通仮設費 1.04、現場管理費 1.06 等です。

この補正計上により請負代金額が約180万円の増額となります。

2. ICT 補正について

人員不足等への対応のため建設業界でも ICT（Information and Communication Technology の略、情報通信技術）の導入が進んでいます。

この現場ではバックホウによる掘削及び床掘に ICT 施工技術を活用しています。具体的にはレーザー測量機器がバケット刃先の位置をバックホウに転送し、キャビン内のパッドに床掘位置まであと何ミリメートルと表示されます。

従来はこのあと何ミリメートルというのを補助作業員が測量してオペレータに指示していましたが、ICT 施工技術を活用すれば補助作業員が不要となりオペレータ1人で作業が可能となります。

また、ドローンを活用した3次元起工測量及び出来形管理等も導入しています。

ICT 補正はこの ICT 施工技術の導入により、ICT 機器のシステム初期費や ICT 建機の保守点検費用、3次元起工測量や設計図面を3次元データ化するための3次元設計データ作成費、及び3次元出来形管理費用の補正等を計上するものです。

（令和5年9月18日付け工事条件変更等確認要求書で変更を確認済。）

この補正計上により請負代金額が約500万円増額となります。



ICT 機器を搭載したバックホウ



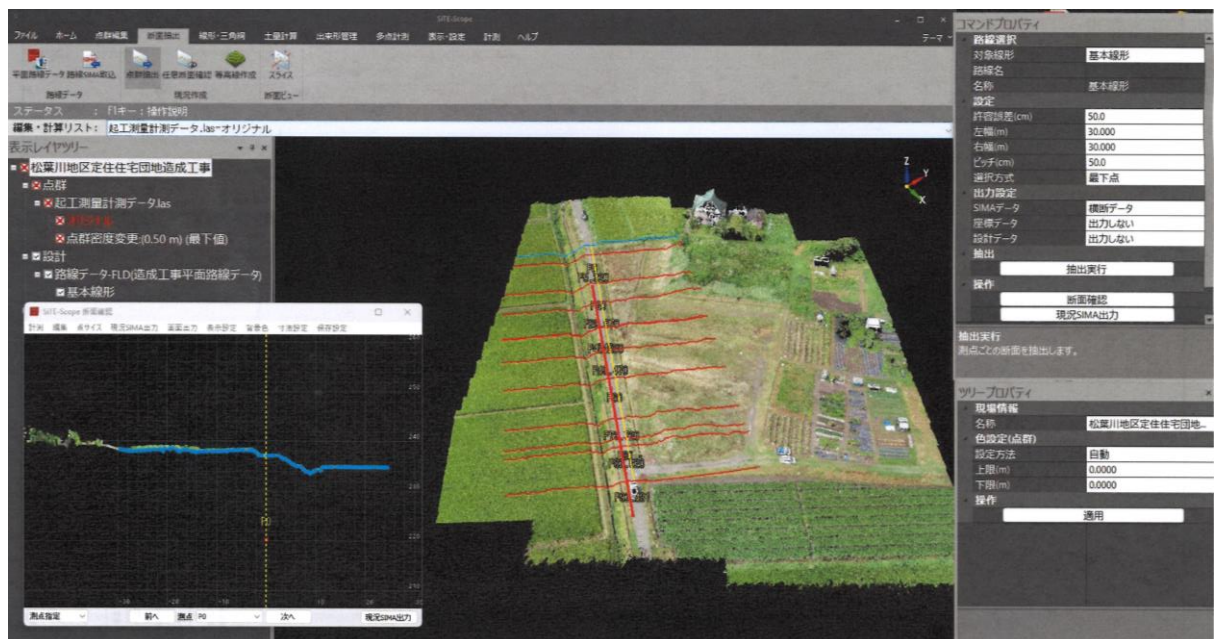
レーザー測量機器



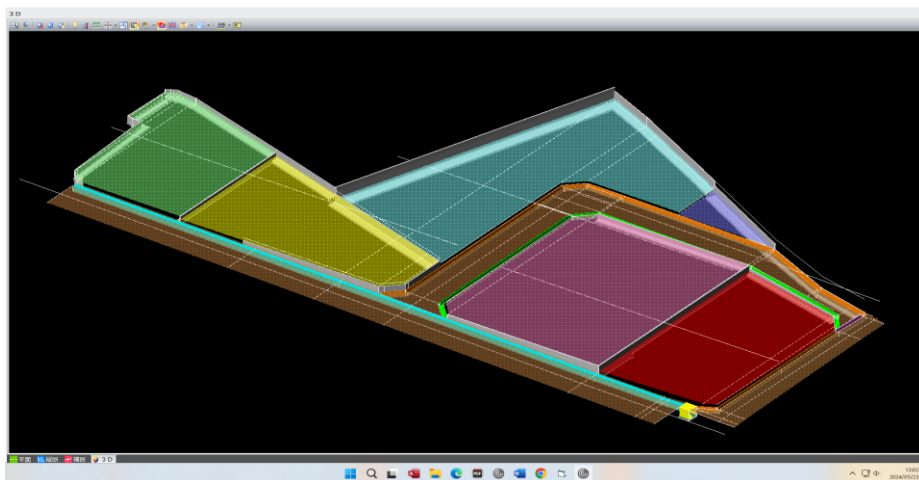
床掘作業に丁張や補助作業員が不要



バケットの位置がパッドに表示される



ドローンを使用した起工測量結果



設計図面の3次元データ

3. 土工について

本工事では、地盤がやや軟弱であるため、掘削及び床掘で発生した土砂は残土として搬出し、構造物施工後の埋戻しには良質土を搬入する計画となっています。

当初計画では残土搬出先が未定であったため有料残土処理場を想定し、運搬距離 11.5km 以内、処分料 1,000 円/㎥を計上していました。また、搬入土についても購入する想定で、運搬距離 11.5km 以内、購入土料 3,000 円/㎥を計上していました。

実際の施工において、残土及び搬入土とも、受注者が四万十町作屋地内の自社の残土処理場及び土取場で賄うことができるため、運搬距離を 3.5km 以内に変更し、残土処分料及び購入土料を削除するものです。

(令和5年9月15日付け工事条件変更等確認要求書で変更の確認済。)

この変更により請負代金額が約520万円の減額となります。

4. L型擁壁工について

本工事は、主な工種としてプレキャストL型擁壁を設置することで土留めを行い、宅地を造成するというものです。プレキャストL型擁壁は、あらかじめ工場で製作された鉄筋コンクリート製の擁壁であり、受注生産後に現場へ搬入されるものです。

着手時にまず起工測量を行い、現地再調査を行ったところ、当初図面と差異がありL型擁壁の割付を変更する必要が生じました。

割付を再検討したところ、屈曲部の接合部分について斜めに切断し、現場打コンクリートで補強するための差筋を配置するなどの加工が必要となり、特注品が当初予定より増加しました。

また、現地再調査により通常は路側に使用するL型擁壁を一部で山留として使用しており、標準的なL型擁壁とは土圧が逆方向に作用する箇所があることが判明し、鉄筋の配置を変更した特注品が必要となりました。

以上の理由によりL型擁壁工の材料費を変更するものです。

(令和5年10月3日付け工事に関する確認書で変更の確認済。)

この材料費の変更に現場打コンクリートによる補強等も含めて請負代金額が約 310 万円の増額となります。

プレキャストL型擁壁使用数量一覧表

		変 更 前			変 更 後		
高さ	規格	数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
750 mm	標準	17	34,800	652,800	9	34,800	345,600
	斜切				1	55,800	55,800
	逆L標準				6	40,400	242,400
	逆L斜切				1	57,800	57,800
1000 mm	標準	38	49,800	1,892,400	28	49,800	1,394,400
	短品	14	61,700	863,800	6	61,700	370,200
	斜切差筋付				4	80,800	323,200
	斜切				1	76,000	76,000
	逆L標準				6	51,800	310,800
	逆L短品				1	63,700	63,700
	逆L短品差筋				1	66,100	66,100
	逆L斜切差筋				1	82,800	82,800
	逆L斜切				2	78,000	156,000
1250 mm	標準	28	63,700	1,783,600	23	63,700	1,465,100
	短品	12	78,600	943,200	5	78,600	393,000
	斜切差筋付				6	104,700	628,200
	逆L標準				4	65,700	262,800
	逆L短品				2	80,600	161,200
1500 mm	標準	10	78,400	784,000			
	短品	2	96,900	193,800			
	逆L標準				14	80,400	1,125,600
	逆L短品				4	98,900	395,600
	逆L斜切				2	133,200	266,400
1750 mm	標準	4	97,700	390,800	4	97,700	390,800
	短品	4	120,200	480,800	4	120,200	480,800
	コーナー用	1	151,800	151,800	1	151,800	151,800
2000 mm	標準	18	231,400	4,165,200			
	短品	1	257,900	257,900			
	逆L標準				17	233,400	3,967,800
	逆L短品				1	259,900	259,900
	逆L斜切差筋				2	322,300	644,600
合 計				12,940,100			14,138,400



L型擁壁工全景



現場に搬入されたプレキャストL型擁壁



切断加工された特注品



屈曲部の現場打による補強状況



背後地の方が高く逆L仕様の特注品

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

■報告第2号 令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和5年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和6年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等を報告するものです。

【内容】

主な事業として、令和5年度国の補正予算関連事業をはじめ、ケーブルシステム機器整備事業や中間管理住宅整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計37件・総額9億4,122万8千円の繰越額となっています。（「令和5年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	3億690万9千円	4,146万7千円
3. 民生費	1,727万5千円	1,562万5千円
4. 衛生費	30万円	
6. 農林水産業費	9,108万5千円	1,250万円
7. 商工費	1,581万3千円	
8. 土木費	3億6,063万2千円	
9. 消防費	3,430万6千円	
10. 教育費	3,612万5千円	
11. 災害復旧費	7,878万3千円	
計	9億4,122万8千円	6,959万2千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員吉村和子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町小向
氏 名	吉村 和子（よしむら かずこ）
生年月日	（63歳）
推薦理由	吉村氏は、昭和62年から令和3年3月末に退職されるまでの33年間、公立学校で教職に携わり、在職中は教科指導をはじめ学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。退職後の令和3年10月から人権擁護委員に委嘱され、精力的に人権啓発に取り組まれています。 人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）

■諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員山中弘子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町大井川 [REDACTED]
氏 名	山中 弘子（やまなか ひろこ）
生年月日	[REDACTED]（63歳）
推薦理由	山中氏は、昭和60年からの3年間を十和児童館の児童厚生員として地域の子ども会活動に、平成元年から平成27年までの27年間を自治体職員として保育及び行政事務に携わり、人権教育に深く関わってこられました。令和3年10月から人権擁護委員に委嘱され、精力的に人権啓発に取り組まれています。 人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

諮問第1号に同じ

■同意第6～24号 農業委員会委員の任命について

【要旨】

四万十町農業委員会委員の任期が令和6年8月31日をもって満了することに伴い、新たな委員19人を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】

同意第6号

氏 名	今井 満隆 （いまい みつたか）
住 所	四万十町仕出原 XXXXXXXXXX
生 年 月 日	XXXXXXXXXX （51 歳）
任 命 理 由	ニラを主とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 若手農業者の指導にも力を入れており、指導農業士にも認定されている。
〔主な経歴〕 平成 22 年 4 月 就農 平成 22 年 4 月 認定農業者 平成 25 年 7 月 JA 四万十ニラ部会部会長 平成 30 年 10 月 指導農業士	

同意第7号

氏 名	東出 一茂 (ひがしで かずしげ)
住 所	四万十町興津 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (65 歳)
任 命 理 由	ハウスミョウガを主とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 令和3年から農業委員を務め、地域の状況も把握し積極的に活動を行っている。
〔主な経歴〕 平成9年9月 就農 平成12年6月 認定農業者 平成20年9月 JA 四万十興津園芸部会部会長 平成21年5月 JA 四万十生産組織代表者会会長 平成30年9月 四万十町農地利用最適化推進委員 令和3年9月 四万十町農業委員	

同意第8号

氏 名	小野川 隆彦 (おのがわ たかひこ)
住 所	四万十町浦越 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (68 歳)
任 命 理 由	退職後町内外のショウガ農家で植付け、草刈、収穫作業等を手伝っている。地元では区長を務めており、地域への貢献度も高い。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者の中立委員となる。
〔主な経歴〕 令和4年12月 浦越区長 令和6年4月 JA 高知県十和支所運営委員	

同意第 9 号

氏 名	宮脇 眞弓 (みやわき まゆみ)
住 所	四万十町上宮 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (69 歳)
任 命 理 由	長年農業に携わり農業に対する熱意も強く、平成 30 年から農業委員を務めている。JA の役職も歴任し経験豊富で、高知県農村女性リーダーにも認定されている。
[主な経歴] 昭和 54 年 6 月 就農 平成 2 年 6 月 高知県農村女性リーダー認定 平成 16 年 JA 高知はた女性部長 JA 高知はた経営管理委員 平成 18 年 4 月 JA 高知女性組織協議会会長 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 10 号

氏 名	武内 道則 (たけうち みちのり)
住 所	四万十町小野 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (56 歳)
任 命 理 由	米ナス、栗を中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 地域の農地保全、有効活用に努め中山間農業の振興にも自身の経験を活かし積極的な取組を行っている。
[主な経歴] 平成 21 年 4 月 就農 平成 27 年 3 月 認定農業者 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員 令和 3 年 3 月 JA 高知県十和支所米ナス部会部会長	

同意第 11 号

氏 名	吉田 健夫 (よしだ たけお)
住 所	四万十町大正大奈路 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (63 歳)
任 命 理 由	甘とう、ししとうを中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 令和 3 年から農地利用最適化推進委員を務め、農地利用の最適化活動に積極的に取り組んでいる。
〔主な経歴〕 平成 26 年 6 月 就農 平成 31 年 4 月 JA 高知県大正支所甘とう部会部会長 平成 31 年 4 月 JA 高知県高西地区みどり市部会副部会長 令和 3 年 9 月 四万十町農地利用最適化推進委員 令和 5 年 4 月 JA 高知県青壮年連盟役員	

同意第 12 号

氏 名	宮崎 恵美子 (みやざき えみこ)
住 所	四万十町六反地 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (70 歳)
任 命 理 由	長年夫と共に酪農業に従事し、水稻、野菜も耕作している。 平成 27 年から農業委員を務め、地域の状況も把握し積極的に活動を行っている。
〔主な経歴〕 昭和 54 年 就農 平成 26 年 高南酪農理事 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 13 号

氏 名	吉良 榮 (きら さかえ)
住 所	四万十町古城 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (69 歳)
任 命 理 由	退職後に就農し、水稻、ショウガ、センブリとの複合経営を行っている。地域内の行事等にも積極的に参加しており、高齢化による離農者が増える中、地域の担い手として期待されている。
[主な経歴] 平成 20 年 4 月 就農 平成 24 年 6 月 JA 高知はた運営委員 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 14 号

氏 名	谷脇 誠郎 (たにわき せいろう)
住 所	四万十町口神ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (65 歳)
任 命 理 由	ニラのハウス栽培、水稻を中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 JA 勤務の経験もあり、四万十町の農地、農業に精通している。
[主な経歴] 平成 17 年 7 月 認定農業者 平成 29 年 カントリーエレベーター利用組合長 平成 29 年 JA 四万十生産部会代表者会会長	

同意第 15 号

氏 名	小野 重明 (おの しげあき)
住 所	四万十町南川口 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (73 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、ハウスミョウガを中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。 平成 18 年から農業委員を務め、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和 44 年 4 月 就農 平成 18 年 9 月 四万十町農業委員 平成 18 年 9 月 認定農業者	

同意第 16 号

氏 名	中原 英昭 (なかはら ひであき)
住 所	四万十町大正北ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (53 歳)
任 命 理 由	スプレー菊を主とした農業経営を行うとともに、積極的に減農薬栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成 18 年から農業委員を務め、新規就農者へのサポートに力を入れている。
〔主な経歴〕 平成 14 年 4 月 就農 平成 18 年 9 月 四万十町農業委員 平成 19 年 7 月 認定農業者	

同意第 17 号

氏 名	太田 祥一 (おおた しょういち)
住 所	四万十町藤ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (63 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、水耕セリの栽培に取り組んでいる認定農業者である。 平成 15 年から農業委員を務め、現在は会長であり、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 昭和 56 年 4 月 就農 平成 11 年 12 月 認定農業者 平成 15 年 4 月 窪川町農業委員 平成 18 年 3 月 四万十町農業委員 平成 18 年 7 月 JA 四万十イチゴ部会部会長 平成 28 年 9 月 JA 四万十水耕セリ部会部会長 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員会会長職務代理 令和 3 年 9 月 四万十町農業委員会会長	

同意第 18 号

氏 名	下元 誠一郎 (しももと せいいちろう)
住 所	四万十町市生原 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (73 歳)
任 命 理 由	夏秋ピーマン、水稻などを中心とした農業経営に取り組んでいる認定農業者である。JA 高知県四万十エコ栽培米生産部会に所属し、良食味と品質の向上に取り組んでいる。
〔主な経歴〕 昭和 45 年 5 月 就農 平成 19 年 3 月 認定農業者 平成 21 年 JA 四万十夏秋ピーマン部会部会長 平成 27 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 19 号

氏 名	竹内 純 (たけうち すなお)
住 所	四万十町大正 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (72 歳)
任 命 理 由	長年農業に従事し、平成 8 年から農業委員を務め、現在は会長職務代理である。 四万十町の農地、農業に精通しており、農家の相談等を受け遊休農地の解消にも取り組んでいる。
〔主な経歴〕 昭和 44 年 4 月 就農 平成 8 年 7 月 大正町農業委員 平成 18 年 3 月 四万十町農業委員 大正地区区長会理事 大正中部農地保全会役員 轟崎、つづら川地区保全会代表保全会代表 令和 3 年 9 月 四万十町農業委員会会長職務代理	

同意第 20 号

氏 名	浜田 大彰 (はまだ ひろあき)
住 所	四万十町影野 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (45 歳)
任 命 理 由	認定農業者である法人、株式会社サンビレッジ四万十の代表であり、平成 30 年から農業委員を務めている。 農業知識や地域情勢に詳しく、消防団活動や地域行事のリーダーとしての実績がある。
〔主な経歴〕 平成 24 年 4 月 株式会社 サンビレッジ四万十入社 就農 平成 29 年 4 月 一般社団法人 四万十農産理事 平成 30 年 9 月 四万十町農業委員 令和 3 年 4 月 株式会社 サンビレッジ四万十代表取締役	

同意第 21 号

氏 名	竹村 加壽子 (たけむら かずこ)
住 所	四万十町昭和 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (76 歳)
任 命 理 由	農業に対する関心が高く、令和 3 年から農業委員を務めている。自営業の傍ら地域に出向き農業者と連携を深め視野を広げている。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者の中立委員となる。
〔主な経歴〕 昭和 56 年 喫茶店経営 令和 3 年 9 月 四万十町農業委員	

同意第 22 号

氏 名	山本 道雄 (やまもと みちお)
住 所	四万十町平野 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (66 歳)
任 命 理 由	ショウガ、水稻を中心に耕作している認定農業者である。農事組合法人の役員として集落の農地を守っている。平成 21 年から農業委員を務め、四万十町の農地、農業に精通している。
〔主な経歴〕 平成 16 年 1 月 就農 平成 19 年 7 月 認定農業者 平成 21 年 9 月 四万十町農業委員 令和 4 年 JA 高知県役員	

同意第 23 号

氏 名	山部 洋平 (やまべ ようへい)
住 所	四万十町榊山町 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (47 歳)
任 命 理 由	水稻、ショウガを栽培している兼業農家である。 地域においては遊休農地解消に努めている。
〔主な経歴〕 平成 14 年 4 月 就農 平成 25 年 4 月 JA 四万十総代 平成 31 年 1 月 JA 高知県総代 JA 高知県高西地区運営委員	

同意第 24 号

氏 名	佐竹 孝太 (さたけ こうた)
住 所	四万十町七里 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (42 歳)
任 命 理 由	ショウガを主とした農業を精力的に展開している認定 農業者である。 農業経験も豊富で地域の中心的経営者である。
〔主な経歴〕 平成 14 年 4 月 就農 令和元年 8 月 認定農業者 青年農業士	

【根拠法令】

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年四万十町条例第22号）（抜粋）

（委員の定数）

第2条 委員の定数は、19人とする。

■議案第51号 松葉川地区基幹集落センター新築工事請負契約の締結について

【要旨】

これまで松葉川地域には、地域全体の連帯感に基づく住民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて行事、催物その他の用に供する拠点施設が無く、また、作屋地区の作屋就業改善センター及び七里地区の七里集会所は、地域の自治活動拠点としてこれまで機能していましたが、両施設とも老朽化に伴い取り壊しを進めています。特に作屋就業改善センターは作屋地区の一次避難所としても位置付けています。

このため代替となる施設として、防災機能を有した松葉川地域の拠点となる基幹集落センターを整備し、地域全体のコミュニティ活動の推進を図ります。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和6年度 松葉川地区基幹集落センター新築工事(建築主体)
工 事 場 所	四万十町 作屋 地内
契 約 金 額	167,200,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,200,000 円)
契約の相手方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から令和7年2月28日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	敷地面積：3,518.64 m ² 構 造：鉄骨造 延床面積：406.00 m ²

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

入 札 記 録				
工 事 名	令和6年度 松葉川地区基幹集落センター新築工事（建築主体）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和6年5月23日 午前10時00分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A			
予 定 価 格 ①	173,404,000 円	最低制限価格	159,522,000 円	
落札決定金額 ②	167,200,000 円	落札率	②／①＝ 96.42%	
契 約 金 額	167,200,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額		15,200,000 円
請 負 者 名	高岡郡四万十町大正230-8 株式会社 田邊建設			
業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
(株)田邊建設	167,200,000 円	落		
(株)井原組	無効 円			
(有)三浦建設	171,270,000 円			
(有)岡田建設	辞退			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。 【無効理由】入札心得第11条の2（予定価格を事後公表とする入札において、予定価格を上回る入札をした者）に該当のため。			

■議案第52号 東又小学校校舎棟大規模改修工事請負契約の締結について

【要旨】

東又小学校校舎棟は、昭和60年度に建築し39年が経過しており、多岐に渡る修繕及び改修の必要性が高まっています。また、当該校は第2期四万十町立小中学校適正配置計画において、今後も存続する学校と位置付けており、校舎棟の長寿命化と大規模改修を実施し、安全・安心な学校環境の充実に努めます。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 黒石 地内
契 約 の 金 額	117,700,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,700,000 円）
契約の相手方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から令和7年1月31日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	R C 造 3 階 建 延床面積 1655.25 m ² 外壁改修 クラック補修等 1,593 m ² 内装工事 床（シート張）108 m ² 壁（クロス張）206 m ² 天井（クラック補修等）600 m ² ユニット工事（家具設置） 33 か所 など

【根拠法令】

議案第51号に同じ

入 札 記 録				
工 事 名	令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）			
工 事 番 号				
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）			
入 札 日 時	令和6年5月23日 午前10時30分			
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A			
予 定 価 格 ①	127,897,000 円	最低制限価格	117,656,000 円	
落札決定金額 ②	117,700,000 円	落札率	②／①＝ 92.02%	
契 約 金 額	117,700,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	10,700,000 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町大正230-8 株式会社 田邊建設			
業 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
(株)田邊建設	117,700,000 円	落		
(株)井原組	122,870,000 円			
(有)三浦建設	119,900,000 円			
(有)岡田建設	辞退			
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。			

■議案第53号 窪川学校給食センター厨房機器入替え工事に係る厨房機器の売買契約の締結について

【要旨】

窪川学校給食センターは、整備後 15 年が経過しており、調理場内の全自動型炊飯ラインの各機器が老朽化等により頻繁に故障していることから、この度、厨房機器入替え工事を実施し、立型炊飯器を厨房機器として買い替え効率的かつ、適切な調理業務が行えるよう厨房環境の改善を図るものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和 6 年度 窪川学校給食センター厨房機器入替え工事(厨房機器購入)
契 約 金 額	28,930,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,630,000 円)
契約の相手方	松山市天山 3 丁目 13 番 12 号 ウエストビル天山 1 F 株式会社 中西製作所 松山営業所 所長 水野 裕一郎
納 入 場 所	四万十町 香月が丘 地内
納 期	議決日の翌日から令和 6 年 8 月 31 日まで
購 入 備 品	全自動洗米機／立型炊飯機／リフト台車／飯缶反転盛付機／配缶台／ローラコンベア／炊飯窯洗浄機／返却コンベア

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和6年度 窪川学校給食センター厨房機器入替え工事（厨房機器購入）		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和6年5月2日 午前11時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	30,800,000 円	最低制限価格	
落札決定金額②	28,930,000 円	落札率	②／①＝ 93.93%
契 約 金 額	28,930,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 2,630,000円	
請 負 者 名	松山市天山三丁目13番12号 ウェストビル天山1F 株式会社中西製作所 松山営業所		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(株)楓商店	29,700,000 円		
(株)高知ガス	辞退		
(株)丸三	辞退		
北沢産業(株)高知営業所	30,250,000 円		
タニコー(株)高知営業所	辞退		
(株)中西製作所 松山営業所	28,930,000 円	◎落	
日本調理機(株)高松営業所	辞退		
(株)フジマック高知営業所	辞退		
ホシザキ四国(株)四万十営業所	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第54号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋の購入に当たり、指名競争による入札の結果、下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和6年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
契 約 金 額	11,971,575 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,088,325 円）
契約の相手方	高知市高須新町4丁目1－43 株式会社 三井 高知営業所 所長 松木 一夫
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和7年1月22日まで
購 入 物 品	指定ごみ袋 可燃（大）460,000 枚 可燃（小）180,000 枚 資源（大）62,500 枚 資源（小）30,000 枚

【根拠法令】

議案第53号に同じ

入札記録			
事業名	令和6年度 四万十町指定ごみ袋購入事業		
入札区分	指名競争入札		
入札日時	令和6年5月23日 午後3時00分		
入札場所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予定価格①	12,245,475 円	最低制限価格	
落札決定金額②	11,971,575 円	落札率	
契約金額	11,971,575 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 1,088,325円	
請負者名	高知市高須新町4丁目1－43 株式会社 三井 高知営業所		
契約保証金			
業者名	第1回		備考
(有)くにさわ	辞退		
第一化成(株)	辞退		
(株)三井 高知営業所	11,971,575 円	◎落	
(有)アイシン	12,089,000 円		
</			

■議案第55号 スポーツトラクターの売買契約の締結について

【要旨】

四万十町窪川運動場の維持管理に使用しているスポーツトラクターについては、平成11年7月の取得から25年が経過するため本年度に更新することとしています。

本議案は、スポーツトラクター及びアタッチメントの購入に当たり、下記事業者と随意契約による売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和6年度四万十町窪川運動場スポーツトラクター売買契約	
契 約 金 額	11,550,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,050,000 円）	
契約の相手方	高知市百石町1丁目18番14号 ワールドスポーツ株式会社 代表取締役 松井 智治	
納 入 場 所	四万十町 金上野 地内	
納 期	議決日の翌日から令和7年3月19日まで	
購 入 備 品	車両本体	・ T O K Oスポーツトラクター 1台 1032HCAB 型、1,642cc ディーゼル、33 馬力、4WD 本体オプション：SVC 外部3連取出し口
	アタッ チ メン ト	・ 芝刈用ミッドロータリーモア ・ 集草用ハイバキュームリフトダンプ ・ 排土用フロントローダー

【随意契約理由】

スポーツトラクターのアタッチメントについては、本契約に係るもののほか、整地用レーキ、転圧用ローラー、除草ローター、芝生管理用薬剤散布機など、運動場の維持管理に必要となる多様な種類の機器を使用しています。

当該契約のスポーツトラクターは、既存トラクターの後継機種であり既存アタッチメントを引き続き使用できる唯一の機種であること、また、本町の登録指名業者のうちスポーツトラクター取扱事業者はワールドスポーツ株式会社のみであること、さらに、同社は製造元である東興産業株式会社の県内唯一の正規販売代理店であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とします。

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（1）（略）

（2） その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（3）～（9）（略）

2～4 （略）

■議案第56号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

町道大道日吉線において発生した自動車人身事故の損害に対し、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

発生場所	町道大道日吉線
概要	令和5年5月8日午前8時20分頃、町道大道日吉線で落石が発生し、車両から降車し、落石除去作業を終えて車内に戻ろうとした相手方（運転手）が負傷した。
賠償金額	3,103,920 円（町の過失割合 10 割） 内訳 治療関係費 2,053,180 円、休業補償費 670,640 円 慰謝料 346,400 円、入院諸雑費 18,700 円、交通費 2,790 円 診断書取得費用 12,210 円
相手方	四万十町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

○事故の詳細



〔被害車両：全損〕



〔落石直後の現場の様子〕



令和5年5月8日午前8時20分頃、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会のデイサービス送迎車が、町道大道日吉線を大道地区から久保川地区方面に向けて走行中、前方に車両の進行を遮る落石を発見し停車した。

落石を除去するため運転手が降車し、作業を終えて車内に戻ろうとしたところ、再び上部から車両の前後に係り大規模な落石が発生し、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会所有の車両は全損。また、同協議会職員である運転手は骨折及び脳挫傷等の重傷、当該車両後部座席に同乗していたデイサービス利用者が胸椎圧迫骨折の怪我を負った。

事故後、町担当課が保険会社と協議を重ねながら、損害賠償の相手方を車両所有者・運転手・同乗者の3件に分けて保険金の支払いに向けた準備を進め、道路管理者である町の過失割合は10割と判断された。

令和5年第3回町議会定例会にて、車両については専決報告（報告第11号・専決第12号）、同乗者については議決（議案第47号）され保険金の支払いを終えた。

運転手については、事故後、高知市内の病院へ救急搬送され、左前頭骨開放性陥没骨折、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫、右肩甲骨及び鼻篩骨骨折の診断を受け事故同日入院、5月11日に手術が施行された。術後は経過良好のため5月24日に退院、しばらく町内の病院に通院し、9月1日から職場復帰している。

業務中の交通事故（落石事故）であるため、労働災害の第三者行為災害届が提出されており、道路管理者である町（加害者）が医療費の全額を負担するため、治療関係費は2,053,180円。また、休職期間中の運転手の給料は同協議会から満額支給されており、給与補償額が670,640円。この他、慰謝料346,400円、入院諸雑費18,700円、交通費2,790円、診断書取得費用12,210円が損害賠償の対象となる。

よって、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額は50万円以上となることから議決案件となり、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により本議会において議決を求めるものである。

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～12 （略）

13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

14、15 （略）

■議案第57号 町道路線の変更について

【要旨】

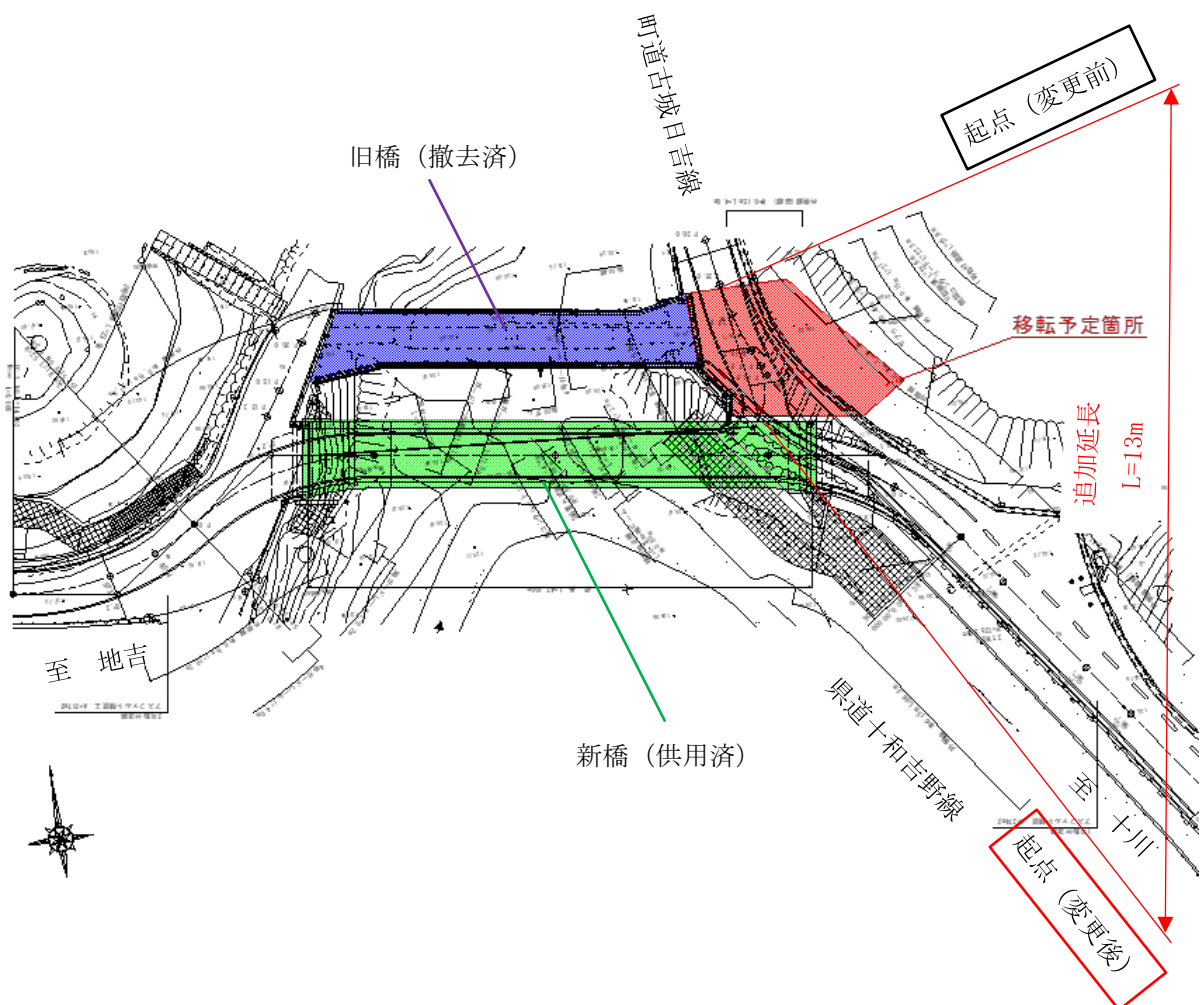
町道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

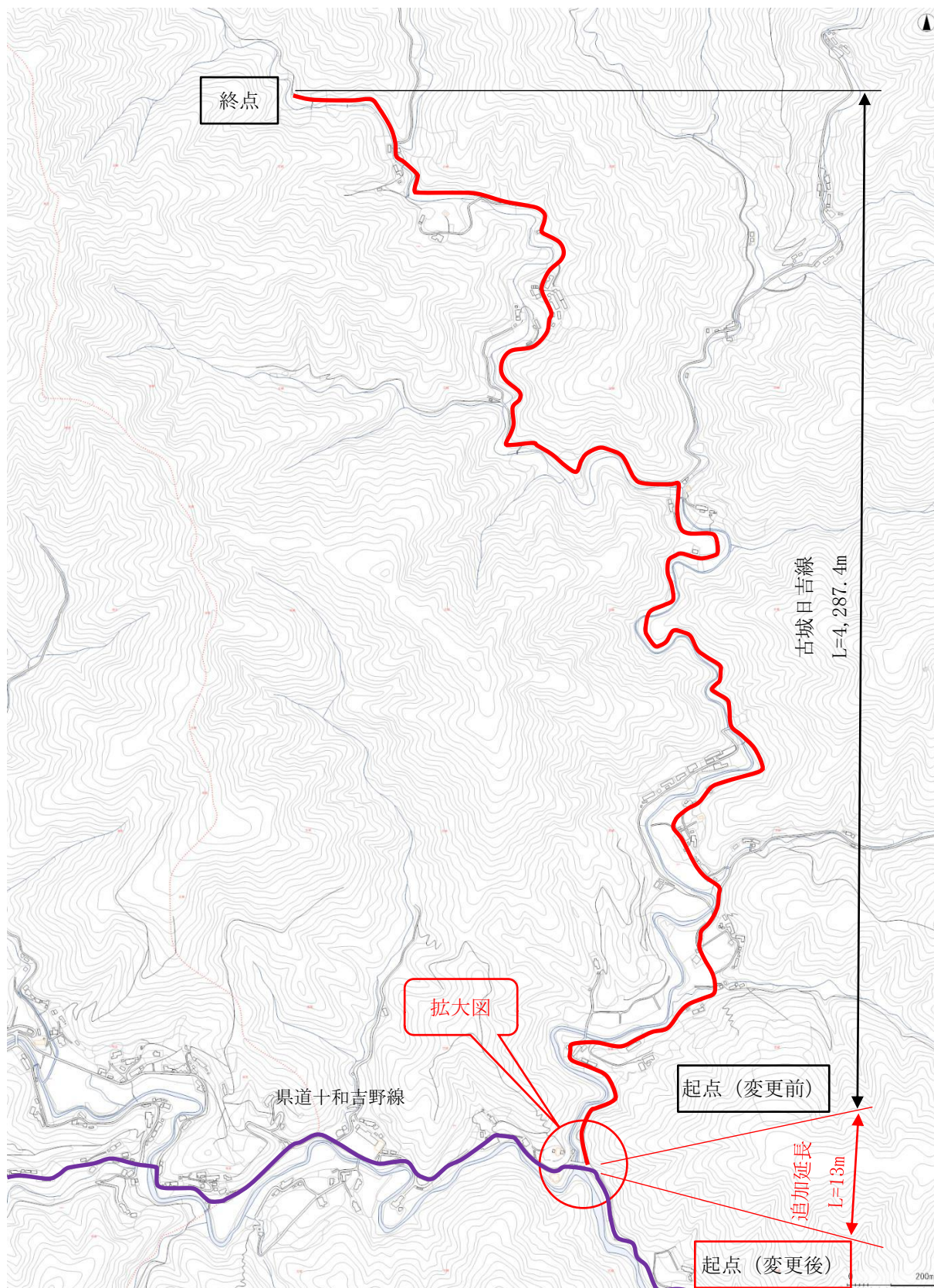
〔古城日吉線〕

古城日吉線は、県道十和吉野線から古城集落を結ぶ路線ですが、鳥川橋の架け替えに伴い高知県から県道十和吉野線の一部を施設移管されるため、その部分を町道に認定するものです。（認定基準第6号該当）

路線概要

整理番号	30207	
路線名	古城日吉線	
変更前後	変更前	変更後
延長	4,287.4m	4,300.4m
起点地番	古城字岩クスベ140番2地先	古城字岩クスベ1273番2地先
終点地番	古城字クロタキ513番2地先	古城字クロタキ513番2地先





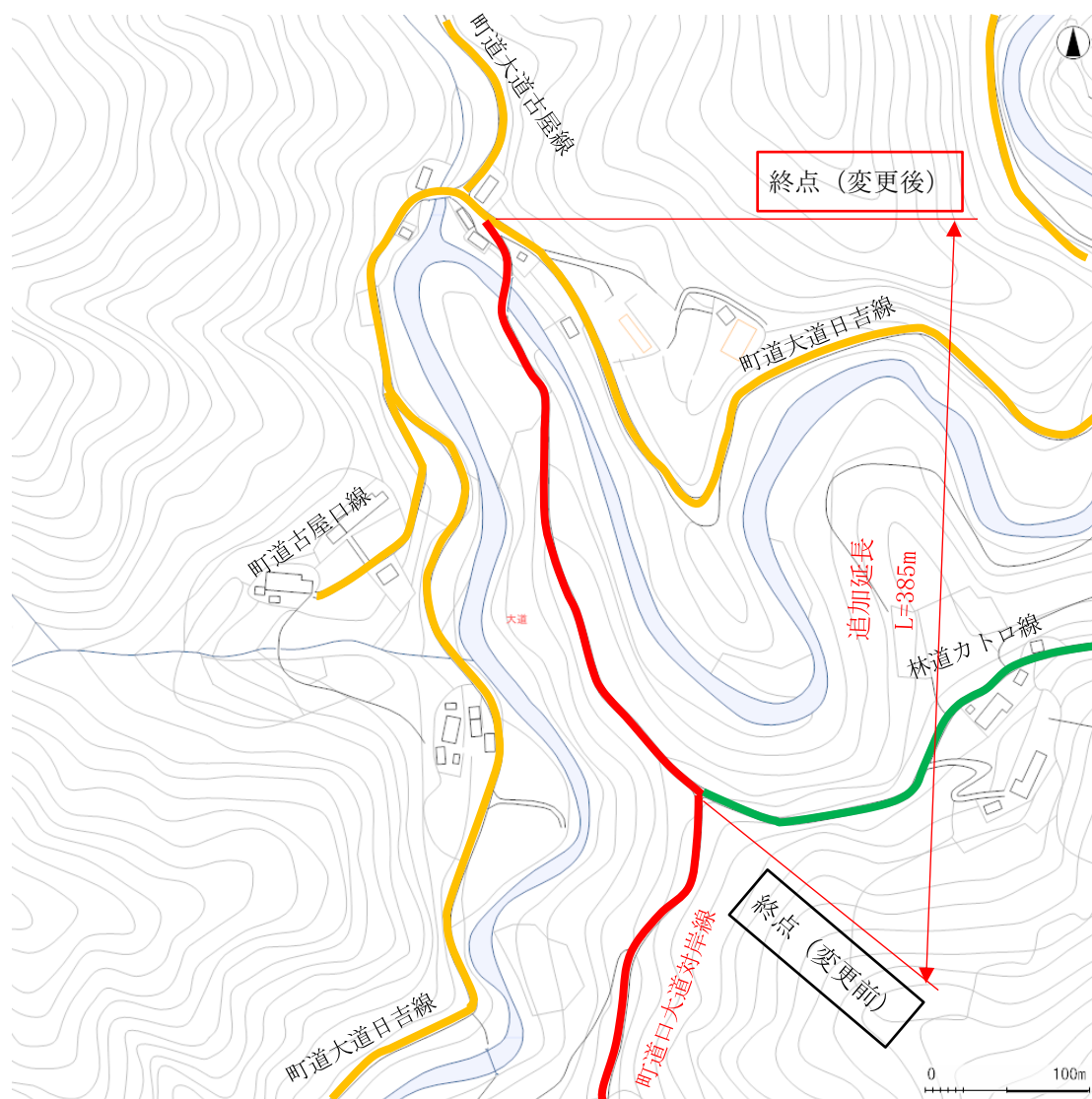
[口大道対岸線]

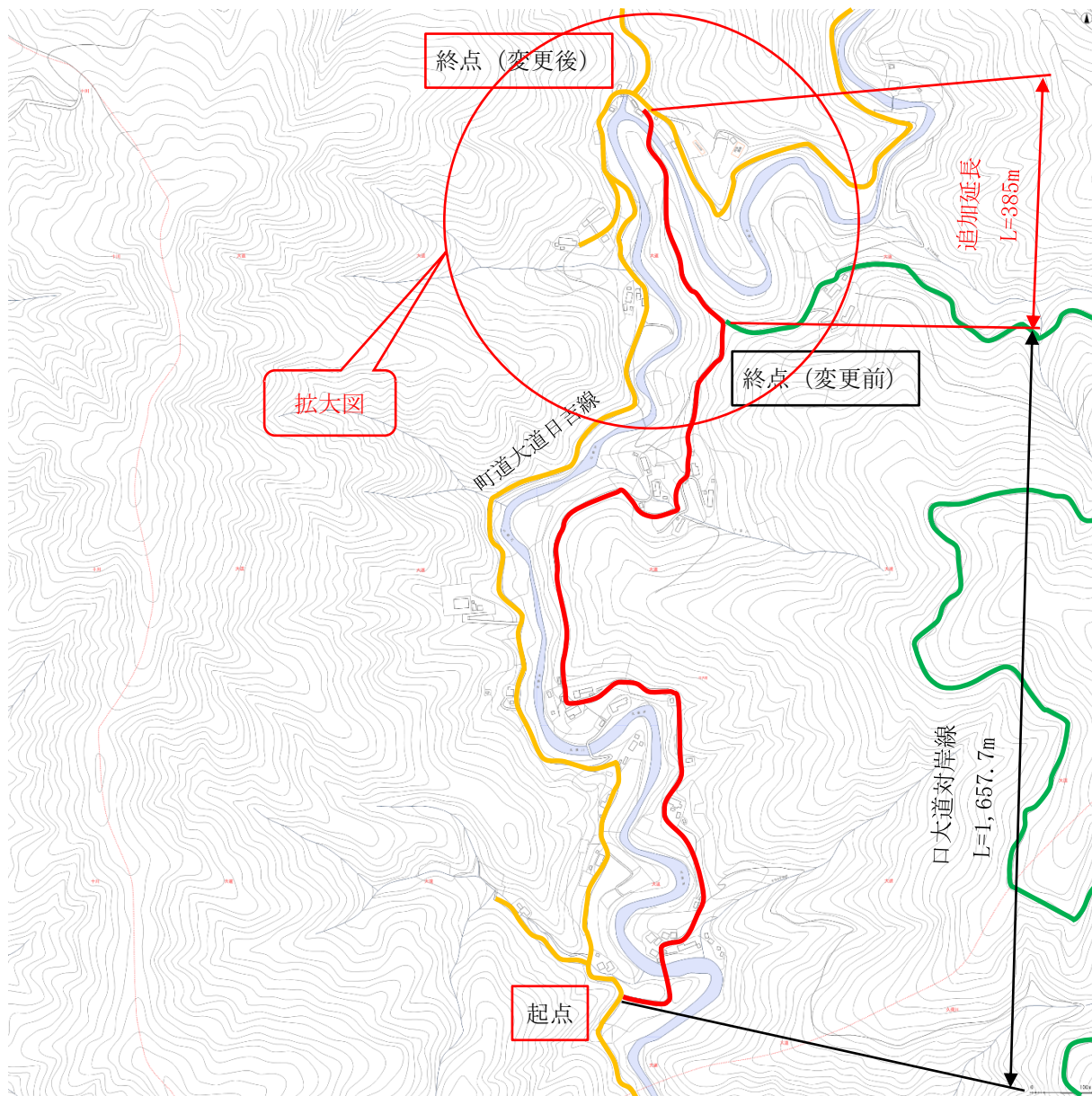
口大道対岸線は、町道大道日吉線の起点付近から久保川を渡り対岸を並行して進む路線ですが、終点から町道大道日吉線に再び接続する間が認定されていない状況です。地域の生活道・連絡道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。(認定基準第4、7号該当)

また、起点地番及び終点地番の大字名の修正、起点地番の番地の修正についても合わせて行うものです。

路線概要

整理番号	31041	
路線名	口大道対岸線	
変更前後	変更前	変更後
延長	1,657.7m	2,042.7m
起点地番	口大道字ヲリオ4番地先	大道字ヲリオ4番3地先
終点地番	口大道字ヒミチ1081番イ地先	大道字サクラガホリ340番地先





【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （略）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

